【議事概要】神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議第３回

日時：令和７年12月26日(金) 15:00～17:00
場所：オンライン開催

〇31名の委員中28名の委員に出席いただいた。
〇会議非公開について委員に諮り了承を得るとともに事務局が新規委員を紹介し、議事について意見交換を行った。

１　ＤＶ・ストーカー被害者支援に係る５つの強化について
事務局より、県の取組状況（５つの強化）を説明後、意見交換を行った。

①広報の強化
・支援施設の果たす役割を十分に発揮するために施設がどのようなことをしているのか、何ができるのかを広く知っていただく努力が必要である。特に、秘匿性のある施設については、どのように施設の役割を周知することができるのか、具体的な検討が必要。

・支援が必要な当事者に、支援内容のイメージを持ってもらえるような動画制作などが、施設イメージの改善や利用促進につながると期待している。

・ホームページについて、相談窓口にたどり着きにくい点がまだあるように感じる。相談へつながりやすく、親しみやすい内容への改善が進むとよい。警察庁のストーカー対策のホームページでは、情報発信ポータルが設置されており、親しみやすい内容が掲載されている点も参考になるのではないか。

②行政や警察の連携強化
・女性支援では「連携は対等な立場で」ということがよく言われるが、支援機関がそれぞれの役割に応じてイニシアチブを取っていくことも重要である。

・「決まりだからできない」ではなく、「できるためにはどうすればよいか」と考え、協力できる風土づくりが重要である。

・行政と警察の連携強化という点では、それぞれが持つ「被害者の意思の尊重」と「犯罪の予防」という評価軸の違いを埋め、互いの強みを活かすための取組が必要である。

③相談支援体制の強化
・相談を促すためには、相談後に自分がどうなるのか、どのような支援が受けられるのか、具体的なイメージを伝えることが重要である。

・相談者の心理的な負担や恐怖心を和らげる工夫の１つとして、支援者側の姿勢や行動規範を示すことが重要である。例えば、支援を受ける際の不安を取り除くため、「相談してくれてありがとうございます」「あなたの命を守り

ます」といったメッセージを伝える取り組みが必要である。

・相談者自身が生活を変える覚悟を持つまでに時間がかかることもあり、相談につながったものの、不安やエネルギー不足から連絡が途絶えてしまうこともよくある。相談者にとって弁護士に会うタイミングは重要であり、その際の意思決定を支援できる環境が必要。相談者が自身の人生の決断を他人に委ねることに慣れてしまう背景があるため、自分で物事を選択する力を取り戻す「エンパワーメント」が重要だと感じる。

・現場の女性相談支援員をリアルタイムでバックアップできる助言システムや、経験豊富な相談員の知識や経験を相談員間で共有できるような体制が整えば、支援の質がより高いものになるのではないか。

・どの警察署に行っても被害者が適切に対応される仕組みが整備されれば、被害者の負担が軽減される。被害者の気持ちに寄り添った対応を検討する必要がある。

④一時保護・自立支援機能の強化

・支援施設の利用可能状況を、問合せをせずとも一元的に確認できる仕組みがあると助かる。

・既存の施設を、DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性への支援の受け皿として活用する案もある。

２　普遍的な仕組みを作るための方策について

事務局より、普遍的な仕組みづくりに当たってどのような手法があるのか説明を行った後に、いずれの手法が望ましいのかについて、意見交換を行った。

（主な意見）

・　川崎市での事件においては、ＤＶ・ストーカー被害に対応するための法律はあったが、命を守る力としてこれらの制度が十分に作動しなかった。制度をいかに「生きたもの」として機能させ、被害者を守る力として活用できるものにしていくかを検討しなくてはならない。

・　条例を神奈川県のような大都市が制定することには大きな意義があると思う。規則以下ではあまり意味があるとは思えない。

・　被害者の生命身体の安全を守るということが絶対的に優先されるべき価値であることを、行政職員も確信をもって対応できる状況があることが必要だと思われる。この点について、条例で方向性を明確に示すことが重要。

・　県で女性支援施策をゆるぎなく進めるためにも、条例を作り、具体的に各自治体が取り組まれる方向を示してもらえると良い。県内で支援を受ける時に、自治体によって支援内容やレベルの差が出ないこと、一定の水準が担保されることが重要。

・　各市町村間で支援内容や対応にばらつきが出ないような仕組みが整備されると良い。